

FMCだより

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる「紅葉」。昼夜の気温差が大きいほど紅葉は美しくなるそうです。皆さん、今年は紅葉を見に行けますか？
掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



新興国への進出、 課税問題の事例と対策が公開

市場開拓を目指して、アジアや中東、南米など新興国への投資、進出、取引を行っている事業者もいらっしゃるのではないのでしょうか。新興国は法整備がままならないことから、トラブル事例が後を絶ちません。また、たとえ法律が整っていても現場が法律通り動かないこともあり、頭を悩ませることは少なくないでしょう。このような新興国における問題について、“課税”に焦点を当てた『新興国における課税問題の事例と対策』が経済産業省より公表されました。今回はこの話題をお届けします。

新興国における課税問題の事例と対策

新興国では、法律が朝令暮改のごとく変わることもしばしば見受けられます。また、地域や担当者によって法律の執行に差が生じているのも事実としてあります。そして解釈に幅が生じるようなあいまいな規定が絡み、もはや現場では独自の運用がまかり通っているような状況もあります。

このような状況下において、新興国では一体どのような課税問題が生じているのかを経済産業省がまとめ、公表したのが『新興国における課税問題の事例と対策』です。ここでは次のような課税事案の他、対応策の例、進出形態ごとの課税問題、必要な対策、支援窓口の連絡先などが紹介されています。

課税事案：【中国の事例】

中国税務当局から、「機能とリスクが限定的な現地子会社（単純生産拠点等）は、金融危機等によるリスクを負うべきではなく、一定の利益を確保すべき」との通達を根拠として、実態と乖離した高い利益率を適用され、追徴課税を受けた。

「新興国における課税問題の事例と対策（概要版）」より

課税問題は、新興国で新たに課税されること（追徴課税）だけではありません。新興国で追徴課税された分を、日本で減額あるいは経費として認めてもらえない場合があります。つまり、日本と新興国での課税の均衡が図れず二重課税となるケースです。二重課税を回避するために、法律上では“相互協議”という国同士で課税権を決める制度や、事前に両国へ申請して取引価格の承認を受ける“事前確認制度”があります。しかしこれらの制度は利用できない国があることはもちろん、利用するためにはまず事業者が両国へ申請しなければならないなど、書類の準備、コストや時間がかかるため、いずれの制度も中小企業者が利用することは現実的とはいえません。

今回公表されている対策として「情報収集」がありました。情報収集には、いくつかの注意点が考えられます。

まず、大局観とともにどの国のどの地域の情報を収集すべきかを見定める必要があります。なぜなら、新興国での課税問題にはトレンドがあり、国あるいは地域によって指摘される課税問題に違いがあるからです。たとえば同じ中国であっても、華東の上海で問題になっていることが必ずしも華南の広州で問題になっているとは限りません。

また情報が少ないエリアでは、古くからの情報のみを頼りにし続けるケースも決して珍しくありません。いつの情報なのかを確認しましょう。

そして、同じ質問に対して複数の専門家全員が違う答えになる場合も見受けられます。特定箇所だけではなく、複数のラインからトレンドを把握できるようにすることが有益な情報収集といえるのではないのでしょうか。

登場人物
M社 経理部長
M社の顧問税理士

クセになる？

新興国の会社
との取引は
いろいろ大変
なんですね。

そうですね。

古門部長 わからない
ことばっかり。

顧問税理士

法律も未成熟な
部分が多いです
からね。

未成熟、とは？

古門部長

顧問税理士

ある意味、
やられやすい、
ということでは
しょうか。

な、何い？

古門部長

顧問税理士

あ、
もしかして？

やられたら
倍返しだ！

古門部長

顧問税理士

気持ち
いいですね。

これ、
クセになる。



年内で終了予定の優遇措置を最終確認

世間ではNISA（少額投資非課税制度：通称「NISA（ニーサ）」）の広告が盛んに行われています。適用開始は来年1月1日からですが、口座を開設できるのが今年10月1日からであるため、取扱い金融機関はしのぎを削って口座獲得に躍起です。なぜ口座獲得を急いでいるかといえば、NISAの口座は設定期間ごとに1口座しか開設できないからです。つまり口座開設の金融機関を1社決めたならば、設定期間内に他の金融機関へと変更ができません。この設定期間は最長4年間で、具体的には、平成26年1月1日から29年12月31日まで、平成30年1月1日から33年12月31日まで、平成34年1月1日から35年12月31日までと定められています。そのため金融庁の税制改正要望では、1年単位で口座開設の金融機関の変更を認めてほしいことが記載されていました。

ところでこのNISAの適用開始と相反するように、今年の12月31日で廃止となる制度があります。それが上場株式等の配当や譲渡益に係る軽減税率です。上場株式等を保有されている場合、来年から税率が上がりますので、注意しましょう。

来年から、いくら負担が増える？

それでは、平成25年分と26年分の税額（所得税、復興特別所得税、住民税の合計）の差や受取額の差を次のケースで確認してみましょう。

ケース1：上場株式等を売却し、100万円の譲渡益が発生した場合

[平成25年分]

税額 … $1,000,000円 \times 10.147\% = 101,470円$

[平成26年分]

税額 … $1,000,000円 \times 20.315\% = 203,150円$

税額は、
101,680円増える

平成25年分税率の内訳：

所得税	7.000%
復興特別所得税	0.147%
住民税	3.000%

平成26年分税率の内訳：

所得税	15.000%
復興特別所得税	0.315%
住民税	5.000%

ケース2：上場株式等の配当金が50万円だった場合（確定申告の対象から外したケース）

[平成25年分]

源泉徴収税額 … $500,000円 \times 10.147\% = 50,735円$

受取額 … $500,000円 - 50,735円 = 449,265円$

税額は、50,840円増える

[平成26年分]

源泉徴収税額 … $500,000円 \times 20.315\% = 101,575円$

受取額 … $500,000円 - 101,575円 = 398,425円$

受取額は、税額が増えた
50,840円分減る

ケース1の場合、特定口座であれば税金の負担が増える分だけ受取額（口座入金額）が減ります。一方、一般口座で確定申告をしなければならない場合には、他の株式等で損失が発生している場合等を除き、のちの確定申告により納税するための資金が増えることになるため、その分自由に使える資金が減ることになります。

ケース2の場合、確定申告の対象から外したケースではこのようになります。そのため、上場株式の配当等についてこれまで確定申告の対象から外されてきた方は、平成26年分の確定申告においても引き続き対象から外したほうが税金の計算上有利かどうかを再計算する必要があります。

上場株式等は、市場の動向をみて一番いいタイミングで売却等するのが賢明ですが、上記税負担の差は改めて確認しておきましょう。



中小企業事業主等や海外派遣者が加入できる特別加入制度

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤における災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の者のうち、その業務の実状、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して、特別に任意加入を認める特別加入制度があります。そこで以下では、中小企業事業主等と海外派遣者に関する特別加入の取扱いについて解説しましょう。

1. 加入できる中小企業事業主等・海外派遣者の加入者の範囲

まず、中小企業事業主等については、以下の①②のいずれかの要件を満たす者となります。

- ①表1に定める数の労働者を常時使用する事業主
(事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者)
- ②労働者以外で①の事業主の事業に従事する者
(事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など)

表1 中小企業と認められる規模

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
サービス業・卸売業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

この中小企業事業主等が特別加入するためには、雇用する労働者について労働保険関係が成立しており、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している必要があります。

次に、海外派遣者については、以下の①②のいずれかの要件を満たす者となります。

- ①日本国内で事業（有期事業を除く）を行う事業主から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業など海外で行われる事業に従事する労働者
- ②日本国内で事業（有期事業を除く）を行う事業主から派遣されて、海外にある中小企業（表1）に従事する事業主およびその他労働者以外の者

2. 平成25年9月から拡大された給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて都道府県労働局長が決定します。平成25年8月までは3,500円から20,000円の13区分より選択するようになっていましたが、平成25年9月より22,000円、24,000円、25,000円の3区分が追加されました。これにより、今後、特別加入する者については、拡大された給付基礎日額の中から選択することができます。

一方、既に特別加入している者については、来年度（平成26年度）からこれらの給付基礎日額に変更することができます。手続きとしては、年度末（平成26年3月18日～3月31日）または労働保険の年度更新期間（平成26年6月1日～7月10日）に変更申請書を、労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する必要があります。

給付基礎日額については、一度申請を行い決定されると変更できないと思われていることもありますが、上記の決められた期間内に手続きを行うことで変更することができます。

万が一、災害が起きた場合にはこの給付基礎日額に基づいて給付が行われることから、変更できるタイミングに実態にあわせて見直しておきましょう。

経営情報



業種別にみる 年末賞与1人平均支給額

11月になると、そろそろ年末賞与の準備をする季節です。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」(※)から、業種別に平成24年年末賞与の支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

23年に引き続き給与2ヶ月分を支給する業種は見当たらず

上記調査から、業種、事業所の従業員規模別に年末賞与支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成24年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など(1)

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	257,692	332,164	0.96	1.10	70.0	89.8	67.7	88.9
建設業	225,860	388,737	0.72	0.96	68.7	88.8	64.0	85.2
総合工事業	233,170	277,892	0.75	0.79	66.8	78.0	60.3	73.1
職別工事業	198,990	*	0.58	*	59.6	*	55.6	*
設備工事業	235,310	558,701	0.79	1.36	80.6	100.0	79.1	100.0
製造業	247,196	329,861	0.88	1.06	67.9	87.6	65.9	86.8
消費関連製造業	203,229	236,631	0.80	0.83	60.6	83.1	56.2	82.8
素材関連製造業	262,526	395,765	0.92	1.23	70.6	88.8	70.8	88.5
機械関連製造業	274,501	346,728	0.92	1.07	74.0	90.9	72.7	88.8
食料品・たばこ	184,701	222,538	0.85	0.83	62.5	80.2	55.4	80.6
繊維工業	164,055	250,660	0.71	0.80	52.8	84.4	51.8	82.2
木材・木製品	183,986	283,446	0.79	0.96	74.4	98.3	68.6	96.6
家具・装備品	140,667	217,852	0.54	0.88	54.5	94.7	50.8	96.4
パルプ・紙	179,167	317,903	0.75	1.14	84.2	93.0	78.9	93.6
印刷・同関連業	201,918	229,248	0.75	0.79	61.7	88.9	58.4	88.4
化学、石油・石炭	529,367	605,794	1.49	1.56	88.4	92.9	87.7	91.7
プラスチック製品	209,585	314,103	0.89	1.11	69.7	92.2	63.8	90.9
ゴム製品	124,438	364,913	0.50	1.41	60.9	78.4	54.4	81.5
窯業・土石製品	221,231	349,409	0.83	0.96	69.4	89.0	67.4	91.4
鉄鋼業	290,493	411,710	1.00	1.16	69.1	89.7	68.6	90.0
非鉄金属製造業	385,664	381,098	1.29	1.23	76.4	97.4	76.7	97.0
金属製品製造業	255,294	400,689	0.86	1.28	64.0	79.9	72.2	80.6
はん用機械器具	249,733	492,600	0.85	1.57	75.9	100.0	72.1	100.0
生産用機械器具	259,321	327,967	0.91	0.95	75.9	92.3	74.9	90.0
業務用機械器具	363,855	337,063	1.13	1.11	79.0	91.2	78.9	86.9
電子・デバイス	306,619	319,750	0.96	0.99	63.3	80.4	67.3	77.5
電気機械器具	299,501	271,127	1.04	0.90	70.9	90.8	67.9	90.5
情報通信機械器具	336,462	289,803	1.19	1.12	75.9	77.9	72.7	75.5
輸送用機械器具	219,865	372,780	0.74	1.10	76.5	94.6	74.9	93.2
その他の製造業	340,569	314,038	0.98	0.99	68.5	82.4	66.3	78.0
電気・ガス・熱供給等	564,635	704,926	1.64	1.85	94.8	97.1	97.2	98.0
情報通信業	291,699	557,989	0.96	1.40	79.0	93.2	75.7	90.5
通信業	276,502	531,727	0.93	1.30	74.7	100.0	74.2	100.0
情報サービス業	301,103	465,577	0.99	1.28	80.7	92.5	77.5	88.7
映像音声文字情報	264,293	710,903	0.90	1.95	81.9	100.0	77.5	100.0
運輸業、郵便業	314,518	274,950	1.05	0.93	66.8	88.0	66.1	86.7
道路旅客運送業	74,154	114,313	0.43	0.55	20.8	84.9	23.3	82.6
道路貨物運送業	220,061	217,486	0.85	0.74	66.0	82.1	64.6	80.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成24年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
卸売業、小売業	252,990	272,653	0.93	0.99	68.8	90.2	68.1	90.5
卸売業	395,010	507,231	1.21	1.40	81.1	88.7	78.6	90.6
繊維・衣服等卸売業	239,605	124,186	1.00	0.68	66.1	100.0	58.9	100.0
飲食料品卸売業	253,128	356,947	0.88	1.14	82.4	84.9	75.8	88.9
機械器具卸売業	472,315	685,653	1.33	1.85	78.8	96.3	79.7	94.7
小売業	169,434	144,528	0.77	0.74	63.2	91.1	63.3	90.5
各種商品小売業	45,531	110,630	0.40	0.65	55.2	100.0	51.1	100.0
織物等小売業	135,264	196,055	0.75	1.09	70.5	34.8	68.1	40.0
飲食料品小売業	87,121	102,585	0.51	0.65	39.7	90.5	38.0	89.1
機械器具小売業	355,521	378,919	1.10	1.18	80.4	90.2	79.6	89.5
金融業、保険業	511,666	531,135	1.57	1.43	96.0	98.1	94.2	96.9
不動産業、物品賃貸業	355,821	422,475	1.13	1.24	83.0	91.9	80.3	91.5
不動産業	340,627	487,987	1.11	1.40	81.2	91.6	78.1	92.0
物品賃貸業	377,730	314,597	1.19	1.02	85.8	92.3	84.6	90.7
学術研究等	330,702	502,804	1.09	1.36	79.5	89.2	78.3	86.1
学術・開発研究機関	432,438	579,288	1.34	1.61	99.0	93.4	97.3	94.7
専門サービス業	378,808	621,947	1.21	1.57	85.7	77.5	85.6	82.4
広告業	221,407	265,916	0.77	0.87	75.5	77.6	68.2	66.7
技術サービス業	280,739	507,538	0.93	1.38	72.6	95.8	69.5	92.2
飲食サービス業等	40,342	71,814	0.35	0.41	46.7	83.1	41.3	82.4
宿泊業	88,983	100,050	0.55	0.47	49.3	65.7	46.3	64.9
飲食店	32,689	63,677	0.30	0.38	46.1	85.9	40.7	84.4
持ち帰り・配達飲食	52,508	106,897	0.51	0.57	48.7	85.7	41.4	88.6
生活関連サービス業等	156,039	168,012	0.67	0.73	59.6	82.3	51.6	81.4
娯楽業	128,533	155,341	0.58	0.71	67.5	86.2	54.5	86.5
教育、学習支援業	412,074	645,601	1.36	1.87	84.8	97.4	80.1	97.2
学校教育	525,613	658,658	1.69	1.90	98.3	100.0	97.5	100.0
他教育、学習支援	144,960	530,239	0.75	1.63	64.0	79.5	60.0	77.8
複合サービス事業	376,593	443,329	1.38	1.48	97.9	100.0	97.7	100.0
その他のサービス業	348,229	299,037	1.22	1.02	72.3	79.0	71.9	78.9
廃棄物処理業	251,924	367,333	0.90	1.17	80.7	93.6	80.1	90.9
自動車整備等	358,199	622,828	1.13	1.61	77.4	95.1	72.5	94.7
職業紹介・派遣業	198,031	114,070	1.09	0.45	67.9	62.5	68.2	60.3
他の事業サービス	371,815	254,005	1.25	0.95	65.0	77.0	64.4	78.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成24年の年末賞与支給労働者1人平均支給額は、調査対象企業の平均で事業所規模5～29人が約26万円、事業所規模30～99人が約33万円となりました。個々の業種をみると数字が公表されていない業種もありますが、3万円台の業種がある一方、70万円台の業種があるなど、金額にはかなり大きな幅がみられます。

きまって支給する給与に対する支給割合については、22年、23年に引き続き2ヶ月分を支給している業種はありませんでした。支給事業所数割合は、事業所規模30～99人で100%の業種がいくつかみられました。

25年に入り景気回復の動きがみられるようになっていますが、年末賞与にどのような影響があるのでしょうか。

(※) 毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



簡単にゲットできる 「使い捨てアドレス」の使い方

インターネット全盛の現在、インターネット上の多種多様なサービスを利用している方は多くいらっしゃるでしょう。そうしたインターネットサービスに付き物なのが、メールアドレス（以下、アドレスという）です。

特にサービスのログインIDや案内送付先としてアドレスを登録するケースは多くありますが、いろいろなサービスに同じアドレスで登録した結果、日々膨大な案内メールが届き、重要なメールが埋もれてしまうということはよくあります。さらにどこからもれたのか、いつのまにか迷惑メールも届くようになる可能性が・・・ということを考えると、プライベートのアドレスを登録することに抵抗を覚える方がいらっしゃるかもしれません。

かといって、サービスごとに複数のアドレスを使い分けようにも、そんなにたくさんのアドレスを取るのも面倒ですし、それらのメールアカウントの管理だけで逆に大変になりそうです。

今回は、そのようなことを防ぐため、1つのメールアカウントで複数のいわゆる「使い捨てアドレス」を管理するテクニックをご紹介します。

Yahoo! セーフティーアドレス

Yahoo!セーフティーアドレス：http://www.yahoo-help.jp/app/answers/detail/a_id/47558/p/565

Yahoo!アカウントのアドレスの他に、最大30個の使い捨てアドレスを発行できるサービスです。

Yahoo!アカウントが「mykomon」であれば、“mykomon@yahoo.co.jp”が標準のアドレスになりますが、それとは全く関係ないアドレスを追加発行できます。追加したアドレスへ送られてくるメールは、元の「mykomon」の受信トレイに届くため一括管理が可能です。

例えばインターネットショッピング用に“myko-shopping@yahoo.co.jp”というアドレスを発行し、ユーザー登録や、オークション連絡のやり取り等でそのアドレスを利用するといった使い方ができます。万スパムメールが届くようになれば、そのアドレスを削除して別のものを発行すればOKです。

Gmailのアカウントに"+"を入れる

実はGmailのアドレスは、アカウントに“+〜”といった任意の文字を追加しても問題なく送受信できるような仕組みです。例えば、“mykomon@gmail.com”というアドレスがある場合、後ろに“+shopping”という文字を加え、“mykomon+shopping@gmail.com”としても問題なく元のアドレスへメールが届きます。他にも“mykomon+sns@gmail.com”や“mykomon+app@gmail.com”など、いろいろなパターンを作成し、サービスごとに使い分けすることができます。

これらは特別な設定なども不要で、手軽にできる裏ワザといえるでしょう。

以上のように、「使い捨てアドレス」を簡単に発行することが可能です。作成した使い捨てアドレス宛に送られてくるメールは、メールソフトのフィルタ設定で自動的に仕分けられるようにしておけば、管理も楽になることでしょう。

多数の案内メールや迷惑メールに悩まされている方は、一度試してみることをお勧めします。



年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

2013年11月

お仕事備忘録

1. 年末調整の準備

2. 年末賞与の支払準備

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

4. 翌年のカレンダーの作製

5. 忘年会の準備

6. 防火対策

1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。
対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

予定納税をする人（注1）は、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注2）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。

11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注1） 予定納税基準額が15万円以上になる場合、予定納税をしなければなりません。

（注2） 予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。今年から平成49年分までは、この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算することになります。

4. 翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。
取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。
全社行事として執り行う場合は総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- ☐ 場所の確保
- ☐ 来賓の確認
- ☐ 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- ☐ 余興の準備
- ☐ 出席者数の確認

など、段取りよくすすめてみましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検：消火器、非常口、非常階段、避難経路など
非常時の対応方法見直し：連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。
また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。



2013.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。
段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるように
しましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	金	赤口	
2	土	先勝	
3	日	仏滅	文化の日
4	月	大安	振替休日
5	火	赤口	
6	水	先勝	
7	木	友引	立冬
8	金	先負	
9	土	仏滅	●秋季全国火災予防運動(～15日まで)
10	日	大安	
11	月	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(10月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
12	火	先勝	
13	水	友引	
14	木	先負	●労働保険料の支払(第2期分※口座振替を利用する場合)
15	金	仏滅	●所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)提出期限
16	土	大安	
17	日	赤口	
18	月	先勝	
19	火	友引	
20	水	先負	
21	木	仏滅	
22	金	大安	小雪
23	土	赤口	勤労感謝の日
24	日	先勝	
25	月	友引	
26	火	先負	
27	水	仏滅	
28	木	大安	
29	金	赤口	
30	土	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払(10月分) ※12月2日まで ●所得税の予定納税額の納付期限(第2期分) ※12月2日まで